

郡山送水施設整備事業

実施方針

(修正版)

令和5年12月

鹿児島市水道局

【実施方針】

目 次

1	実施方針の位置付け	1
2	入札に付する事業名等	1
(1)	事業の目的	1
(2)	事業名称	2
(3)	事業箇所	2
(4)	事業主体	2
(5)	事業期間	2
(6)	対象施設	2
(7)	業務範囲	3
3	事業方式等	3
(1)	事業方式	3
(2)	契約の枠組み	4
(3)	事業者選定方式	5
4	入札参加者の備えるべき資格要件	5
(1)	共同企業体の資格要件	5
(2)	共同企業体の構成員となる者に必要な共通資格要件	5
(3)	建設企業に必要な資格要件	6
(4)	設計企業に必要な資格要件	6
5	入札参加の申込方法	7
6	設計図書等の閲覧及び質疑応答	7
7	説明会	8
8	電子入札による入札期間	8
9	紙入札による入札執行の日時及び場所	8
10	入札方法	9
11	入札保証金及び契約保証金	9
12	事業費内訳書の提出	9
13	最低制限価格	10
14	低入札調査基準価格	10
15	開札の日時及び場所	10

16	入札の無効等	10
17	入札又は開札の延期	11
18	入札参加資格確認審査及び落札者の決定の方法	11
19	資格確認申請書の提出	11
20	入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明	12
21	落札者の契約書類の提出	12
22	共同企業体の有効期間	12
23	募集等のスケジュール	12
24	遵守すべき法制度等	13
	(1) 関係法令	13
	(2) 基準、仕様等（設計時点において全て最新版とする）	14
25	水道局と事業者の責任分担	15
	(1) 基本的な考え方	15
	(2) 予想されるリスクと責任分担	15
26	工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
27	実施方針（案）に関する質問の受付・回答	15
28	問い合わせ先	15
29	添付資料	16
	(1) 予想されるリスクと責任分担	16

用語の定義

- ・ 本事業 : 郡山送水施設整備事業をいう。
- ・ 事業者 : 本事業の受注者をいう。
- ・ 本市 : 鹿児島市をいう。
- ・ 水道局 : 鹿児島市水道局をいう。
- ・ 設計業務 : 工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・ 工事業務 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・ 工事目的物 : 工事の目的物たる構造物をいう。
- ・ 設計成果物 : 受注者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- ・ 入札説明書等 : 入札説明書、要求水準書、基本契約書、設計業務等委託契約書、建設工事請負契約書、及びこれらの資料に関して実施方針公表後に受け付けられた質問に対する水道局の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- ・ 基本契約 : 設計業務等委託契約と建設工事請負契約の個別契約をまとめる基本の契約をいう。
- ・ 設計業務等委託契約書 : 鹿児島市が定めた設計業務等委託契約書をいう。
- ・ 建設工事請負契約書 : 鹿児島市が定めた建設工事請負契約書をいう。
- ・ 設計企業 : 鹿児島市内に本社・本店を有している設計を行う企業をいう。
- ・ 建設企業 : 鹿児島市内に本社・本店を有している工事を行う企業をいう。

1 実施方針の位置付け

郡山送水施設整備事業（以下「本事業」という。）実施方針は、水道局が本事業を設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）により実施し、本事業の受注者（以下「事業者」という。）を募集・選定する際、本事業への入札参加者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

なお、実施方針に記載している日程（年月日及び時間）は、実施方針公表段階での予定である。

2 入札に付する事業名等

(1) 事業の目的

鹿児島市北西部に位置する郡山地域の水源については、取水量の低下や降雨時の濁度上昇等が課題となっている。

本事業は、郡山地域に安全で良質な水を安定的に供給することを目的に、鹿児島地域（花野第二配水池（低区））から郡山地域（郡山ポンプ所及び常盤ポンプ所）への送水施設の整備を行うものである。

なお、花野第二配水池（低区）から郡山ポンプ所及び常盤ポンプ所までの送水管（約12.4km：水管橋含む）の整備については自然流下方式として実施する。

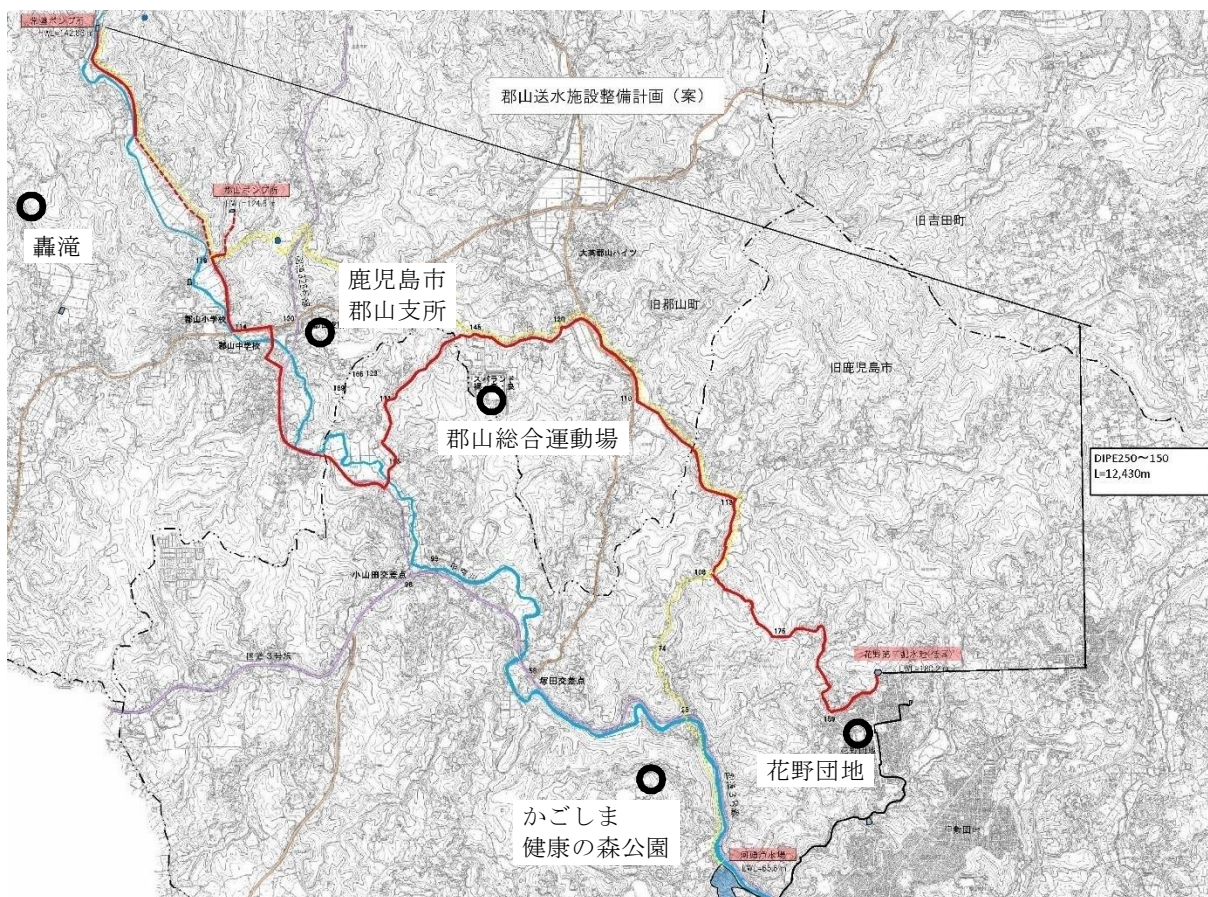


図1 郡山送水施設 整備対象区間位置図

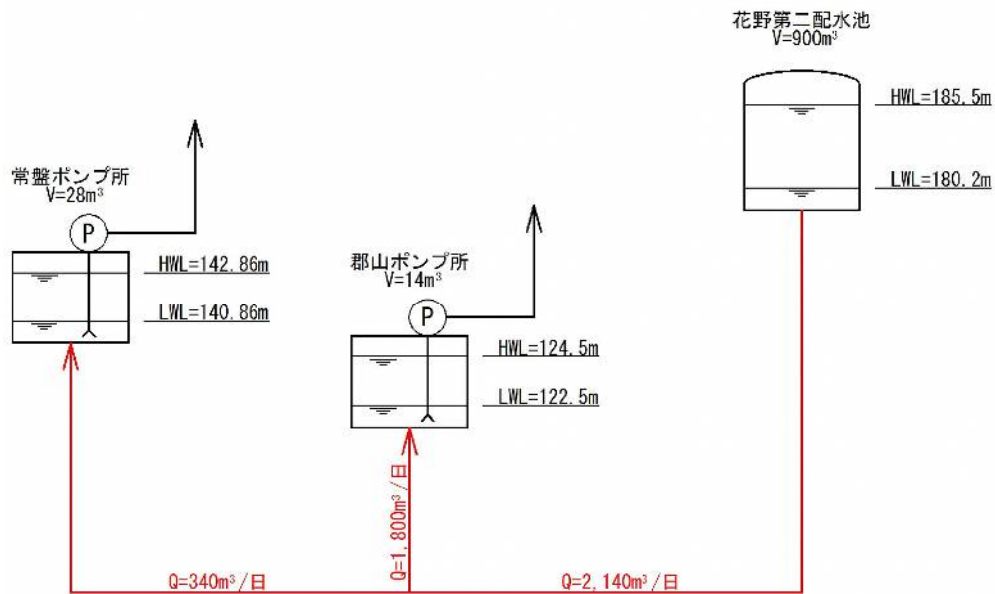


図 2 郡山送水管位置付けイメージ

(2) 事業名称

郡山送水施設整備事業

(3) 事業箇所

鹿児島市皆与志町ほか

(4) 事業主体

鹿児島市水道局

(5) 事業期間

契約締結日から令和 10 年 2 月 28 日まで

(6) 対象施設

本業務の対象施設は、表 1 に示すとおりである。

表 1 施設概要

種別	数量
開削 (φ 250)	11,210 m
開削 (φ 150)	1,090 m
水管橋添架・6 箇所	130 m
不断水工法	1 箇所
仕切弁	17 箇所
空気弁	22 箇所
流量計室	2 箇所

(7) 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表2に示すとおりである。また、対象路線の詳細は、貸与する資料を参照すること。

表2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
設計	測量調査	設計施工に必要な範囲の測量調査を行う。
	埋設物調査	設計施工に必要な範囲の埋設物調査を行う。
	試掘調査	既設管の占用位置や管割等を確認するための試掘調査を行う。
	実施設計（詳細設計）	対象施設の設計を行う。
	復元設計	橋梁添架管の設計、各種申請のための復元設計を行う。
	設計図書の作成	設計図書（図面、仕様書、数量計算書等）の作成をする。
	関係機関との協議調整	設計を行うにあたり、必要な関係機関協議を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成	発注者と協議のうえ、各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。
	設計業務監理	対象施設の設計監理を行う。
	変更設計図書の作成	変更設計図書を作成する。
工事	地元住民説明	発注者と互いに協力して地元住民説明会を行う。
	送水管布設工事	対象施設の送水管布設工事を行う。
	舗装工事（送水管布設工事に伴う影響範囲）	対象施設の舗装工事（送水管布設工事に伴う影響範囲）を行う。
	付帯工事（橋梁改修等）	対象施設の付帯工事を行う。
	関係機関との協議調整	工事を行うにあたり必要な関係機関協議を行う。
	工事に伴う各種申請書類の作成	発注者と協議のうえ、各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査対象に関する事前及び事後調査を行う。
	施工監理	対象業務の施工監理を行う。
	完了等検査	完了等検査を行う。

3 事業方式等

(1) 事業方式

本事業は、発注業務等の省略や設計・工事業務の効率化を図るため、入札説明書等に基づいた本事業の設計及び工事を一括して発注する「DB方式」で実施するものである。

また、契約手続きは多くなるものの、大きな設計変更が生じにくいことから、設計業務等委託契約と建設工事請負契約をそれぞれ締結する乙型とする。

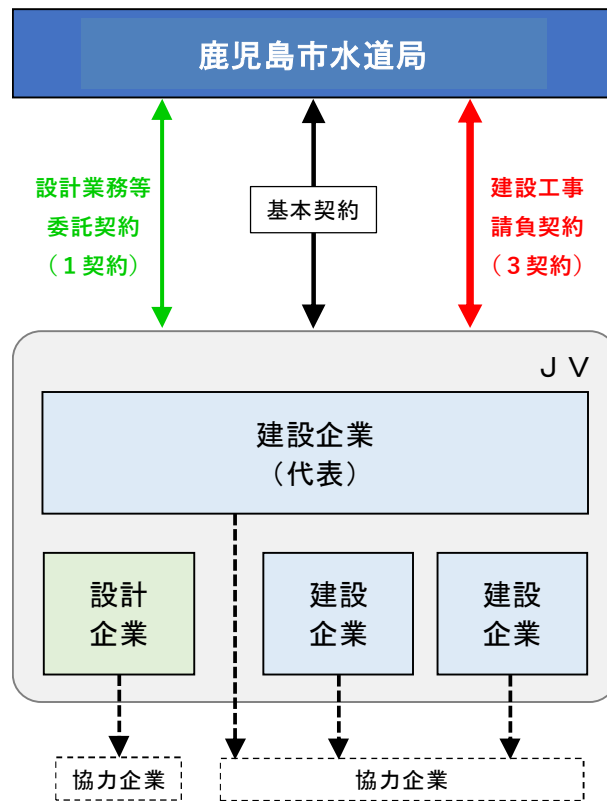


図3 事業スキーム図(案)

(2) 契約の枠組み

ア 事業契約の概要

本事業の契約は、基本契約、設計業務等委託契約及び建設工事請負契約により構成される一体不可分のものである。

入札は、設計業務等、建設工事(その1)、建設工事(その2)及び建設工事(その3)それぞれに入札金額を記載し、落札者を決定する。

入札結果に基づき、本業務の基本的事項を定めた基本契約の締結をする。その後、個別契約として入札価格に基づき設計業務等委託契約を締結する。

設計業務等が完了した工区から随時、入札時の建設工事の合計の請負率を踏まえ建設工事請負契約を締結する。

なお、個別契約の際の工区割に関しては、基本契約締結時の延長や実施個所などの工区設定に拘束されないものとする。

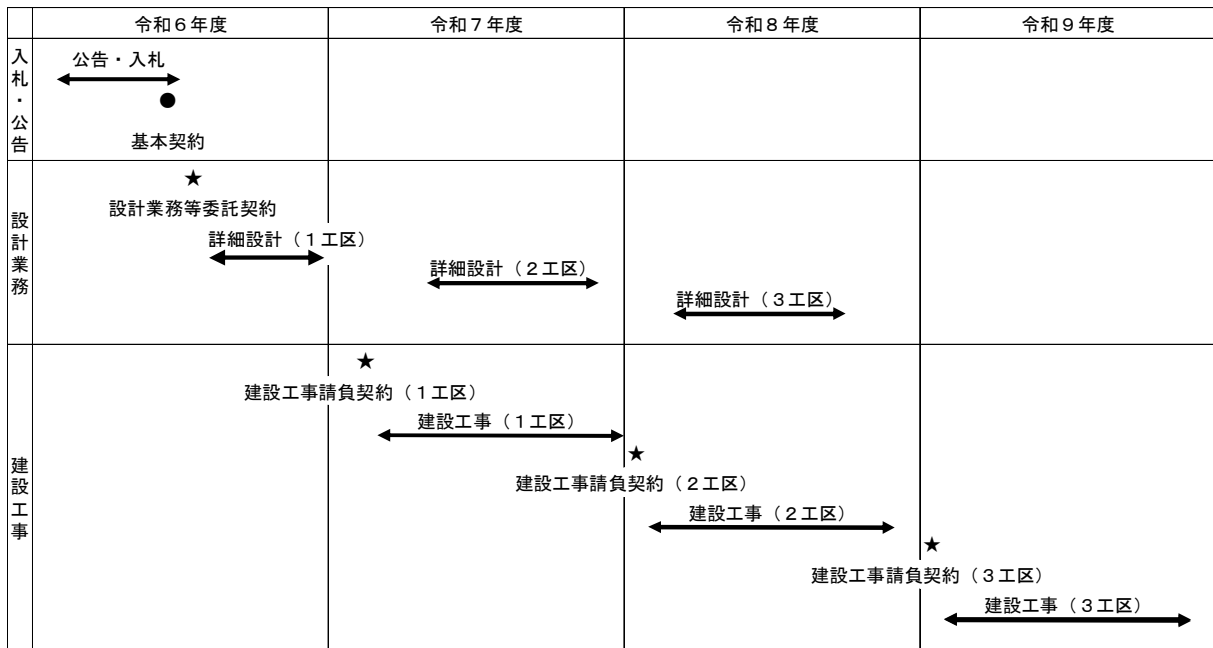


図4 契約手続きの流れ

イ 対象者

契約の対象者は、基本契約、業務委託契約、工事請負契約ともにJVとする。

(3) 事業者選定方式

本事業の競争入札における落札者の選定は、本市が発注する建設工事に係る契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により資格を定めを行う一般競争入札のうち、入札参加資格審査を入札後に行う入札（以下「事後審査型制限付き一般競争入札」という。）の方法により行うものとする。

4 入札参加者の備えるべき資格要件

(1) 共同企業体の資格要件

構成員数は、設計企業は1者、建設企業は3者とする。

共同企業体の構成員の出資比率は、構成員の協議により定めるものとする。ただし、構成員の出資比率は、設計企業を除く建設企業で均等割の10分の6以上とする。

(2) 共同企業体の構成員となる者に必要な共通資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札説明書の公表日から落札決定の日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ③ 入札説明書の公表日において、本市内に本店を有する者であること。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑤ 本事業に係るアドバイザー業務の受注者（日本水工設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に受けた建設業法に基づく経営規模等評価の結果通知書を有し、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

- ⑦ 入札説明書の公表日から落札決定の日までの間において、鹿児島市水道局建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 7 月 10 日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市水道局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年 3 月 31 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑧ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員を兼ねることはできない。

（３） 建設企業に必要な資格要件

ア 共同企業体の代表構成員となる者に必要な資格要件

- ① 令和 5 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格者名簿登載に係る令和 5 年度 8 月 1 日付けの有資格決定通知に記載された水道施設工事及び水道管布設工事での格付がいずれも「A 等級」で登録されている者であること。
なお、事業期間内は、水道局が発注する水道管路の一般競争入札には参加できない。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、水道施設工事業の許可を受けてからの営業年数が 5 年以上であること。
- ③ 水道施設工事業につき特定建設業の許可を有すること。
- ④ 入札説明書の公表日現在において、連続して 3 月以上の直接的な雇用関係にある者を、本工事に主任技術者（水道施設）又は監理技術者（水道施設）として専任で配置できること。

イ 共同企業体の代表構成員以外の構成員となる者に必要な資格要件

- ① 令和 5 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格者名簿登載に係る令和 5 年度 8 月 1 日付けの有資格決定通知に記載された水道施設工事及び水道管布設工事での格付がいずれも「A 等級」で登録されている者であること。
なお、事業期間内は、水道局が発注する水道管路の一般競争入札には参加できない。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、水道施設工事業の許可を受けてからの営業年数が 5 年以上であること。
- ③ 入札説明書の公表日現在において、連続して 3 月以上の直接的な雇用関係にある者を、本工事に主任技術者（水道施設）又は監理技術者（水道施設）として専任で配置できること。

（４） 設計企業に必要な資格要件

- ① 令和 5 年度鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加資格を有し、土木コンサル業務で登録されている者であること。
- ② 平成 25 年度以降に、本市における上水道管布設工事の設計業務を元請とし、完成実績を有していること。

5 入札参加の申込方法

本事業の入札に参加を希望する者は、共同企業体を結成のうえ、令和6年〇月〇日（曜日）午後5時15分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後8時まで）内に限る。）に、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定。以下「運用規約」という。）第2条第1号に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争参加資格確認申請書画面において、事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を添付して申込みを行うこと。ただし、やむを得ない理由で電子入札システムを使用できない者及び運用規約第5条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、上記日時までに申込書を鹿児島市水道局総務部経理課契約係に直接持参し、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

なお、入札参加を希望する時点では申込書のみを提出することとし、19に掲げる事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を提出して資格審査を受ける者は、落札候補者に限るものとする。

6 設計図書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 本事業の図面及び要求水準等（以下「設計図書等」という）は、入札説明書の公表日から令和6年〇月〇日（曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市水道局総務部経理課契約係において閲覧に供する。

なお、設計図書等は、鹿児島市ホームページにおいても入札説明書の公表日から令和6年〇月〇日（曜日）までの間、閲覧に供する。なお、設計図書等に添付される閲覧用設計書は、予定価格を算定するための仮のものであり、基本契約後に実施設計を行った設計書を用いて個別契約を行う。

- (2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス及び電子メールによる場合は、28に掲げる問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付期間

令和6年〇月〇日（曜日）から令和6年〇月〇日（曜日）まで
（ただし、直接持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ 受付時間

平日午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市水道局総務部経理課契約係（鹿児島市水道局本庁舎2階）

エ 受付ファックス番号及び電子メールアドレス

28に掲げるファックス番号及び電子メールアドレスに同じ

オ 閲覧資料

閲覧資料は表 3 のとおりとする。

表 3 閲覧資料一覧

番号	名 称
番号 1	基本計画図
番号 2	施設管理図
番号 3	水運用計画
番号 4	水道管路状況図
番号 5	郡山ポンプ所送水管完成図
番号 6	舗装構成図・掘削土工標準図
番号 7	花野第 2 配水池 場内配管図
番号 8	閲覧用設計書

カ その他

設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に定める様式により提出すること。なお、様式は水道局ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html>) において入手することができる。

- (3) (2)に対する回答は、令和 6 年〇月〇日（曜日）から同年〇月〇日（曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、鹿児島市水道局総務部経理課契約係において閲覧に供する。なお、鹿児島市水道局ホームページにおいても、令和 6 年〇月〇日（曜日）から同年〇月〇日（曜日）までの間、閲覧に供する。

7 説明会

本事業に係る説明会を次のとおり開催する。

【日時】 令和 5 年 12 月〇日（曜日） 午後 1 時 30 分

【場所】 鹿児島市水道局〇〇室（鹿児島市水道局本庁舎〇階）

8 電子入札による入札期間

令和 6 年〇月〇日（曜日）午前 8 時 30 分から同年〇月〇日（曜日）午後 1 時 30 分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（午前 8 時 30 分から午後 8 時まで）内に限る。）

9 紙入札による入札執行の日時及び場所

【日時】 令和 6 年〇月〇日（曜日） 午後 1 時 30 分

【場所】 鹿児島市水道局入札室（鹿児島市水道局本庁舎 1 階）

10 入札方法

- (1) 入札は、電子入札システムを使用した入札により行う。
ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合には、運用規約第 14 条第 1 項の規定による紙入札により行う。この場合において、入札書は 9 に掲げる場所及び日時に直接持参し、入札執行者に提出すること。
- (2) 電子入札の方法等については、本実施方針に定めるもののほか、運用規約によるものとする。
- (3) 運用規約第 5 条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、紙入札により行う。この場合において、入札書は 9 に掲げる日時及び場所に持参し、入札執行者に提出すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は 3 回までとする。
- (6) 入札は設計業務等、建設工事（その 1）、建設工事（その 2）及び建設工事（その 3）に分割した積算の合計額で行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、次の a 又は b のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - a 契約の相手方が、契約金額の 100 分の 10 以上の金額につき、保険会社との間に鹿児島市水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険契約に係る証券を提出したとき。
 - b 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、当該保証契約に係る証券を提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約履行後還付する。

12 事業費内訳書の提出

- (1) 第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載される入札金額と一致する事業費内

訳書を電子入札システムにより、入札書画面において添付して提出すること。ただし、紙入札の場合は、入札書と同時に提出すること。

- (2) 事業費内訳書は、別に定める様式により提出すること。なお、様式は、鹿児島市水道局ホームページにおいて入手することができる。
- (3) 事業費内訳書に事業名、日付及び記名があること。
- (4) 事業費内訳書は返却しない。

13 最低制限価格

設定する。

14 低入札調査基準価格

設定しない。

15 開札の日時及び場所

開札は9に掲げる場所において、令和6年〇月〇日（曜日）午後1時35分に行う。

16 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 運用規約第5条第8項又は第8条第1項各号の規定に該当する場合の入札
 - ② 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者の入札
 - ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ④ 事業費内訳書が提出されていない入札
 - ⑤ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - ⑥ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - ⑦ 入札金額が加筆訂正されている入札書による入札
 - ⑧ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - ⑨ 再度入札において、前回の入札の最低金額以上の金額による入札
 - ⑩ 明らかに連合によるものと認められる入札
 - ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。

- (4) くじによる落札候補者の決定において、同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

17 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

18 入札参加資格確認審査及び落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札候補者とし、通知する。ただし、最低制限価格は設計業務等、建設工事それぞれに算定し、その各々の基準額未満で申込みをした者は失格とする。
なお、建設工事の最低制限価格は、建設工事（その1）、建設工事（その2）及び建設工事（その3）の合計額にて算定する。
- (2) 落札候補者とする旨の通知を受けた者は、19 の手続きにより資格確認申請書を提出しなければならない。
- (3) 提出された資格確認申請書により入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。
- (4) (3)において入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該入札参加資格を満たしていないと認められた者の次に低い価格で申込みをした者について、(1)から(3)までの手続きを繰り返し、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行う。
- (5) 落札者の決定は、資格確認申請書の提出があった日の翌日から起算して2日（休日、土曜日及び日曜日を除く。）以内に行う。
- (6) 落札者を決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してもその旨を通知する。
- (7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

19 資格確認申請書の提出

- (1) 落札候補者は、落札候補者とする旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日、土曜日及び日曜日を除く。）以内に管理者に対し、資格確認申請書を次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 名称等調書

- イ 施工実績調書
- ウ 専任配置予定の技術者等調書
- エ 有資格決定通知書等（写し）

- (2) (1)の規定に関わらず、管理者が入札参加資格要件を満足するかどうか確認するために追加資料の提出を必要と認める場合は、当該落札候補者は同資料を管理者が定める期日までに提出しなければならない。
- (3) 資格確認申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された資格確認申請書は、返却しない。
- (5) 申請関係書類の様式は、鹿児島市水道局ホームページにおいて入手することができる。

20 入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、管理者に対して、持参した書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、(1)の求めがあったときは、当該書面を受け取った日の翌日から起算して2日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

21 落札者の契約書類の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書類を提出しなければならない。

なお、契約書類については、鹿児島市水道局総務部経理課契約係にて配布するので、落札決定の通知を受けた後、速やかに来局し、契約書類の配布を受け取ること。

22 共同企業体の有効期間

共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 本事業の契約締結の相手方となった者 本事業の契約履行後3月を経過する日まで。ただし、本事業に関する契約不適合の場合の責任については、法律上又は契約上の契約不適合の場合の責任が存続する期間においては、構成員であった者は、連帯してその責めを負うものとする。
- (2) 本事業の契約締結の相手方とならなかった者 本事業の契約が締結されるまで。

23 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、表4のとおりである。

表4 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和5年 12月 8日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和5年 12月 21日	説明会の実施
令和6年 1月 9日～ 1月 22日	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付
令和6年 2月 22日まで	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表
令和6年 3月 22日まで	実施方針及び要求水準書（案）に関する修正版を公表
令和6年 4月 日	入札説明書等の公表
令和6年 4月 日～ 5月 日	入札説明書等に関する質問の受付
令和6年 5月 日	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和6年 6月 日	入札参加申込書の提出
令和6年 7月 日	入札（入札書の提出）
令和6年 7月 日	落札者候補者決定及び入札結果公表
令和6年 7月 日	入札参加資格確認申請書類の提出
令和6年 7月 日	入札参加資格確認通知の送付
令和6年 8月 日	基本契約の締結
令和6年 9月 日	本契約の締結

24 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 計量法
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法

- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ 個人情報保護法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 鹿児島市給水条例
- ・ 鹿児島市環境基本条例
- ・ 鹿児島市情報公開条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等（設計時点において全て最新版とする）

- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 道路土工（日本道路協会）
- ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・ 水道工事一般仕様書（鹿児島市水道局水道部）
- ・ 水道管路施設設計標準図（鹿児島市水道局）
- ・ 鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）及びその運用（鹿児島県土木部）
- ・ 給水装置工事施行基準 排水設備工事施行基準 2011（鹿児島市水道局）
- ・ 水道管工事施工管理基準（鹿児島市水道局）
- ・ 鹿児島市水道局請負工事施行要領（鹿児島市水道局）
- ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装管の施工要領（鹿児島市水道局）

- ・ 水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル（鹿児島市水道局）
- ・ 鹿児島市水道局電子納品運用ガイドライン（案）〔管路編〕（鹿児島市水道局）
- ・ 工事一時中止に係るガイドライン〔上下水道工事編〕（鹿児島市水道局）
- ・ 設計変更ガイドライン〔施設・管路編〕（鹿児島市水道局）
- ・ 日本産業規格（J I S）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

25 水道局と事業者の責任分担

（１） 基本的な考え方

本事業では、設計の委託契約及び施工の請負契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として受注者が負うものとする。ただし、水道局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、受注者と協議のうえ、水道局が責任を負うものとする。

（２） 予想されるリスクと責任分担

水道局と受注者の責任分担は、29. 添付資料に示す。

26 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、水道局と受注者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、工事請負契約約款（設計・施工一括）に従う。

また、契約等に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

27 実施方針（案）等に関する質問の受付・回答

実施方針（案）等に関する質問・意見については、以下の期間に受け付ける。

受付期間：令和 年 月 日～ 月 日

※事業者から寄せられた質問・意見をもとに、必要に応じて実施方針（案）及び要求水準（案）の見直し・変更等を行ったうえ、入札説明書等の公表を行うこととする。

28 問い合わせ先

〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号

鹿児島市水道局総務部経理課契約係（鹿児島市水道局本庁舎2階）

電話（ダイヤルイン）099-213-8511

（代表）099-257-7111

ファックス 099-285-6779

電子メールアドレス sdkeiri-kei@city.kagoshima.lg.jp

(1) 予想されるリスクと責任分担

本事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から、リスクが顕在化した場合の水道局と事業者のリスクと責任分担について明示する。

なお、リスク分担の考え方については、別紙にてまとめる。

(1) -1 共通リスク

表1 共通リスクの一覧表

リスクの種類		リスクの内容	水道局	事業者	分担	
制度関連 リスク	行政リスク	水道局の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●			
	法制度 リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●			
		上記以外のもの		●		
	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効			●	
		上記のうち、水道局が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●			
		水道局が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●			
		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●		
	税制度 リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等			●	
		上記以外のもの	●			
	公的支援制度の獲得 リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更			●	
		上記のうち、水道局が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●			
		水道局が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●			
		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●		
社会 リスク	住民対応 リスク	本事業の実施に係る水道局の提示条件に対する周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●			

リスクの種類		リスクの内容	水道局	事業者	分担
社会 リスク	住民対応 リスク	本事業の実施に係る事業者の提案に基づき実施される業務の内容に対する周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		●	
	第三者賠償 リスク	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任		●	
		水道局の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	●		
		上記以外の第三者等の帰責事由による第三者に与えた損害の賠償責任			● ※1
環境問題 リスク	事業者が行う本事業にかかる活動に起因する環境問題（騒音、振動等）への対応		●		
経済 リスク	物価変動 リスク	物価変動による契約時と施工時の建設価格等の変動			● ※2
その他	性能未達 リスク	事業者の実施する業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●	
		上記以外のもの	●		
	インフラ 供給リスク	事業者の帰責事由によるもの		●	
		水道局の帰責事由によるもの (水道局が供給元の場合を含む。)	●		
		供給元等の第三者的な帰責事由によるもの	●		
	不可抗力 リスク	水道局及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	●		
	安全確保 リスク	業務実施において安全性を確保するもの		●	
	債務不履行 リスク	水道局の帰責事由による工事の中止・延期	●		
		水道局の帰責事由による支払いの遅延・不能	●		
		事業者の帰責事由による工事の中止・延期		●	
事業の終了 手続きリスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●		

※1 基本的には水道局が負担するが、保険の付保等が可能な範囲で事業者が負担することを想定。

※2 事業契約時点から着工までに設計期間が必要となるため、一定の指標に基づき、その間の物価変動リスクの一部を水道局が負担する。

(1) -2 募集・契約段階リスク

表2 募集・契約段階リスクの一覧表

リスクの種類	リスクの内容	水道局	事業者	分担
公募書類の誤り	入札説明書等の公募書類の誤り	●		
募集費用 リスク	水道局の募集実施費用	●		
	事業者の応募費用		●	
契約締結 リスク	水道局の帰責事由による契約締結の遅延、締結不能	●		
	事業者の帰責事由による契約締結の遅延、締結不能		●	
	議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能			●※

※事業契約の締結に至らなかった場合、既に水道局及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自で負担することを想定

(1) -3 事業実施段階リスク

表3 事業実施段階リスクの一覧表

リスクの種類	リスクの内容	水道局	事業者	分担
設計リスク	水道局が実施した測量・調査に関するもの	●		
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
	水道局が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●		
	事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●	
工期遅延・工事費用増大 リスク	提示条件の誤りや追加指示、予見困難な地下埋設物の発生など、水道局の帰責事由による工期の遅延・費用の増大	●		
	事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の帰責事由による工期の遅延・費用の増大		●	
用地リスク	土壌汚染、地下埋設物（既存資料による把握・予測が不可能なもの）に関するもの	●		
	地下埋設物（既存資料による把握・予測が可能なもの）に関するもの		●	
工事監理 リスク	工事監理の不備によるもの		●	
施設瑕疵 リスク	事業者が実施した工事について、瑕疵担保期間内に発見された瑕疵に関するもの		●	

リスクの種類	リスクの内容	水道局	事業者	分担
施設瑕疵 リスク	水道局が実施した工事について、瑕疵担保期間内に発見された瑕疵に関するもの	●		
引渡前損害 リスク	完成後、引渡前に発生した本事業の対象となる施設についての損害等に関するもの		●	